

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 危機管理防災課

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	法令の番号	昭和45年法律第96号
許認可等の種類	登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧	根拠条項	第16条
審査基準	当該電気工事業者が登録を受けていること。		
受付機関	危機管理 防災課	処理機関	危機管理 防災課
交付機関	危機管理防災課		
標準処理期間		10日	目次 NO
標準経由期間		—日	
59～			